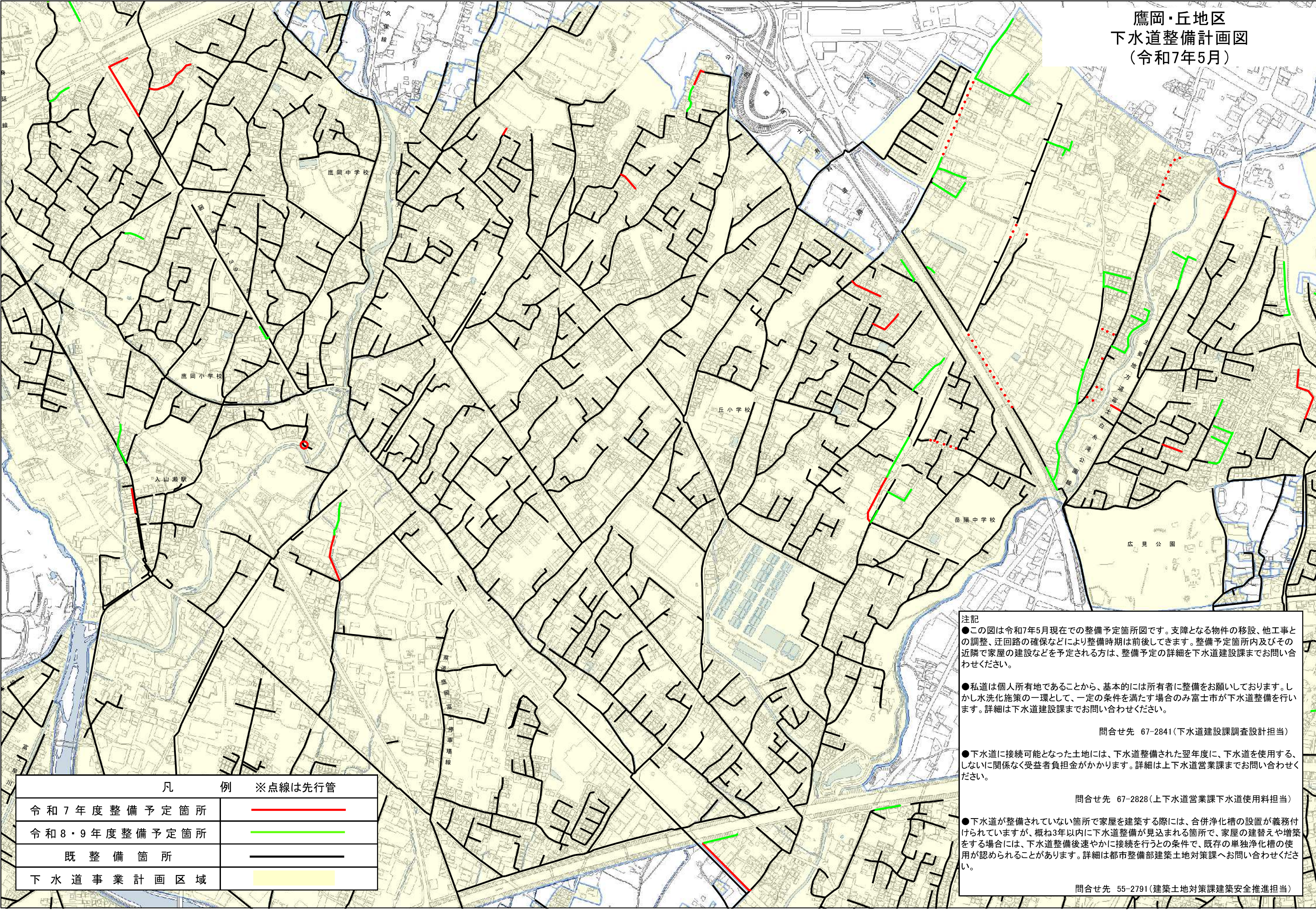


鷹岡・丘地区
下水道整備計画図
(令和7年5月)



凡	例	※点線は先行管
令和7年度整備予定箇所		
令和8・9年度整備予定箇所		
既整備箇所		
下水道事業計画区域		

注記

●この図は令和7年5月現在の整備予定箇所図です。支障となる物件の移設、他工事との調整、迂回路の確保などにより整備時期は前後してきます。整備予定箇所内及びその近隣で家屋の建設などを予定される方は、整備予定の詳細を下水道建設課までお問い合わせください。

●私道は個人所有地であることから、基本的には所有者に整備をお願いしております。しかし水洗化施策の一環として、一定の条件を満たす場合のみ富士市が下水道整備を行います。詳細は下水道建設課までお問い合わせください。

問合せ先 67-2841(下水道建設課調査設計担当)

●下水道に接続可能となった土地には、下水道整備された翌年度に、下水道を使用する、しないに関係なく受益者負担金がかかります。詳細は上下水道営業課までお問い合わせください。

問合せ先 67-2828(上下水道営業課下水道使用料担当)

●下水道が整備されていない箇所で家屋を建築する際には、合併浄化槽の設置が義務付けられていますが、概ね3年以内に下水道整備が見込まれる箇所で、家屋の建替えや増築をする場合には、下水道整備後速やかに接続を行うとの条件で、既存の単独浄化槽の使用が認められることがあります。詳細は都市整備部建築土地対策課へお問い合わせください。

問合せ先 55-2791(建築土地対策課建築安全推進担当)